

— No.126 —

Public Relations Magazine of Nasukarasuyama City

2016 March

介護予防・日常生活支援総合事業がはじまります…	2
第1回市議会1月臨時会	6
鳥信・栃銀と包括連携協定を締結	8
まちの話題	12
インフォメーション	14
年長組園児が小学校探検	16





鬼になりきる(2月3日、七合保育園)



日常生活支援総合事業」を開始します。 せ、地域の支え合い体制づくりを推進することを目的とした「介護予防 手不足により、介護職員を確保することが難しくなっている現状です。 ニーズはますます高くなっています。一方、少子化などによる介護の担い そこで、市では、平成28年4月から、多様な生活支援サービスを充実さ 今月号では、4月からスタートする本事業の概要をお知らせします。

超高齢化社会といわれる現代。介護を必要とする高齢者は増加し、介護

効果的で効率的な支援を提供 介護予防·日常生活支援総合事業

とで、地域の支え合い体制づくりを推進 護予防·日常生活支援総合事業(以下、「総 を目指した新たな取り組みです。 的に見直されました。 合事業」という)」の基本的な考え方が発展 し、効果的かつ効率的な支援を行うこと なって、ボランティアなどの活用を含め た多様な生活支援サービスを充実するこ この総合事業は、各市町村が中心と 平成26年の介護保険法改正により、「介

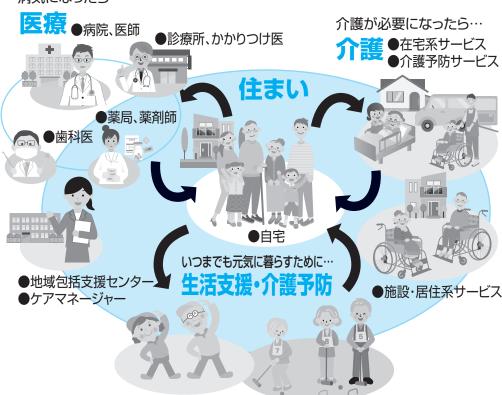


昨年6月から開始した健康長寿セミナー。頭と体 を同時に動かし、脳の活性化と身体機能の向上を 効果的に行う「コグニサイズ」を体験する参加者。

介護予防・日常生活支援総合事業がはじまります◀

図1:地域包括ケアシステムの姿

病気になったら…



●老人クラブ・自治会・ボランティア

した。当初と比較すると、高齢化社会の

進展により、全国で要介護・要支援認定 者数が倍増しています。

近年では、団塊の世代が75歳以上と

護保険制度。制度発足以降、国では3年 減を目的に平成12年にスタートした介

度の事業計画見直しを行ってきま

地域包括ケアシステムの実現を

要介護者の自立支援と家族の負担軽

住み慣れた地域で暮らし続けるために

危ぶまれている状況にあります。 付費によって、介護保険制度の存続 者の増加が予想され、増大する介護給 や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢 なる2025年(平成37年)頃には、単身

傾向にあり、高齢化率はさらに急速に 必要な状態になっても住み慣れた地域 地域包括ケアシステムの早期構築が が減少する中で高齢者人口は増加する 回っています(表1参照)。今後も総人 え、栃木県や全国平均値を大幅に 現在で65歳以上の高齢化率が32%を超 医療や予防、生活支援、住まいを で暮らし続けることができるよう、各 上昇することが予想されることから、 -参照)の構築を目指しています。 に提供する地域包括ケアシステム 市町村が中心となって介護だけでなく こうした問題を受け、国では、 本市においては、平成26年10月1 二体的 **図**

のようなシステムの実現に向けた取り められています。 総合事業を導入することにより、こ

総合事業は大きく分けて2つ

に向けた取り組みが可能となります 組みが可能となるほか に立った柔軟な対応や地域活力の向上 (次ページ図2参照)。 、利用者の視点

介護認定で要支援1・2の認定を受け サービス」と「一般介護予防事業」の2 つに分かれます。 総合事業は、「介護予防・生活支援 介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業. 「介護予防・生活支援サービス」は、要

清掃・洗濯などの生活援助が受けられ 上のすべての人を対象に行うもので 所などでの運動機能向上などを目的と る「訪問型サービス」と、通所介護事業 に行うものです。ヘルパーなどによる した「通所型サービス」が受けられます 方、「一般介護予防事業」は、65歳以

表1:那須烏山市第6期計画の人口構成



り生活機能の低下がみられた人を対象 た人や基本チェックリスト(※1)によ

教室や健康講座、よりあいクラブ、楽笑 人が利用できるサービス」と、介護予防 いきいきサロンや男のサロン、ふれあ の里といった「65歳以上のすべての

受けられます(図3参照)。 性が高い人を対象としたサー クラブなどの「要介護状態になる可能



上:平成27年度に新たに開始したデイサービス センター「ひまわり」によるサービス(介護予防・ 生活支援サービスの通所型サービスに該当)/ 下:健康長寿セミナー「健康マージャン」(一般介 護予防事業の介護予防普及啓発事業に該当)。

住民の自主的な介護予防活動を応援

地域でつくるつながりの輪

関する知識の普及・啓発などに努めて ながりの維持も期待できます。 きます。そして、事業を通して地域の支 安心、安全な在宅生活を送ることがで 認定を受けた人やサービスを必要とす えあいの仕組みを作り出し、地域のつ る人が、その人の状態や希望に合わせ ンティアなどの人材育成や介護予防に たサービスを受けることができるため、 また、市では介護予防に関するボラ 総合事業では、対象となる要支援の

防活動の立ち上げを応援しています。 あいの里」など、住民の自主的な介護予 防に努めるとともに、地域や家庭の中 には、一人ひとりができる限り介護予 な場所での「いきいきサロン」や「ふれ 担うことも介護予防に繋がります。地 ことが大切です。高齢者自らが役割を で何らかの役割を担いながら生活する の高齢者が気軽に参加できる、身近

図2:従来制度との違い

います。

自分らしく地域で暮らし続けるため

現状

要介護状態になるおそれがある人へのサービスの不足→要支

援状態から改善すると、十分なサービスを利用できなくなる。

虚弱・閉じこもり等への対応が不十分→要支援認定を受けて

いても、予防サービスの利用に繋がらない高齢者が存在する。

介護予防教室などにより、改善した人への対応が不十分

介護予防教室など参加終了後の活動の場が不足している。

全国一律の予防給付の使いにくさ→地域の実情に応じた

要支援者向けのサービス内容が不十分である。

総合事業導入後

※保険者の判断により実施可能。

要支援者または、そのおそれがある人に対する 切れ目のないサービスの提供

地域包括支援センター等による、高齢者のニーズに合 った身近で利用しやすいサービスの導入

介護予防教室などの事業から更に改善した人についても、事業への 協力者として参加できるような仕組み(ボランティア活動等)の導入

配食、見守り等、地域の実情や高齢者のニーズに応じ た総合的なサービスの提供

> 護」と、周りの見守りや手助けがあ などで介護が必要な状態の「要介

状態の「要支援」の2つに分かれる。 れば日常生活を送ることができる ※2介護認定 どで実施するもの。

介護認定は、寝たきりや認知症

お問合せ)

I

I I

I

域包括支援センター」にお問い 福祉課介護保険担当」または、「地 でサービスを希望する人は、「健康 わせください。 総合事業についての詳細や新規

☎0287−88−7115



語句解説

地域包括ケアの実現

地域活力の向上

※1基本チェックリスト

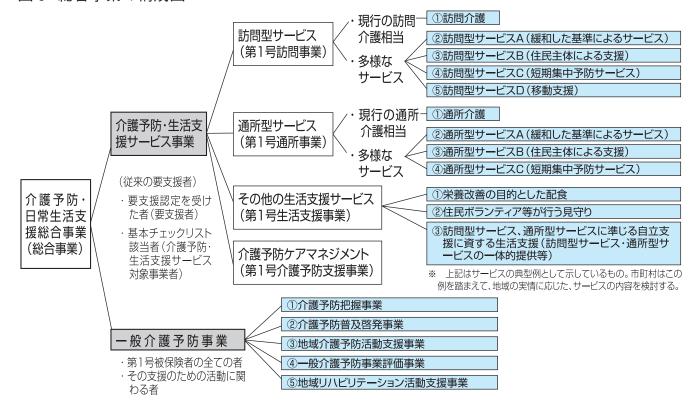
介護状態となるリスクを予測する

高齢者の生活機能を評価

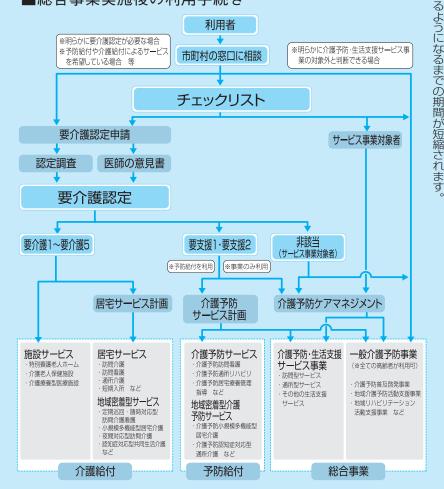
た25項目の質問票であり、面接な ことを目的に開発された国が定め

▶介護予防・日常生活支援総合事業がはじまります◆

図3:総合事業の構成図



■総合事業実施後の利用手続き



サ ビスを利用するためには

Ź

括支援センターに相談してください。 続きサービスの さらに、 ストで介護予防 談して利用してください することが原則となります。また、現在サービスを利用されている人は お ビスを利用するためには 、いずれの場合においても、 今回 、総合事業がスタートすることにより、 ・生活支援サービス事業対象者と判定された人が対象となります 利用を希望する場合には 。新規でサービスを利用する人は 、要介護認定(※2)で要支援1 、地域包括支援センター(一部 認定更新時 訪問介護 に基本チェックリストに回 健康福祉課介護保険担当ま 居宅介護支援事業所)でケアプラン ・2を受けた人、もしくは、 通所介護のみを利用する高齢者が 、担当のケアマネージャ 「答することで要介 、基本チェッ たは 、地域 を作

護認定の

審査会などの煩雑な手続きが不要になったことにより。

申

請から実際にサージ

ビスを受けら

弓i

要

「支援認定を受けずにサービスを継続して利用できるようになります。主治医の意見書の作成や介

平成2年度組織機構改編

まちづくり課を新たに設

子どもたちのために。 これからの未来を担

る専決処分について報告しました。



条例の一部改正 平成26年度から27年度にかけ

でお問合せください。

ついて報告しました。内容は次のとおりです。

なお、詳しくは、議会事務局☎0287−8−71

1 4 条例の一部改正3議案が可決されたほか、専決処分1件に

平成28年第1回市議会1月臨時会が1月29日箘に開かれ

機構等改革検討委員会」の検討結 開催された「那須烏山市行政組織 ため、「市行政組織及び事務分掌条 掌の整理など組織機構改革を行う づくり課」を新設し、組織の事務分 果に基づき、28年度において「まち

> ページをご覧ください。) 例」を一部改正しました。(詳細は左

ない。) 正しました。(詳細は下記をご覧くだ の税率見直しを行うことに伴い、 運営を図るため、国民健康保険 市国民健康保険税条例」を一部改 国民健康保険の健全で安定した

専決処分について承認されました。 改正する条例」の一部を改正する ることに伴い、「市税条例の一部を 平成28年1月1日からの適用とな ンバー)を記載しないことが決定され、 税の減免申請書に個人番号(マイナ ・平成28年度与党税制改正大綱に おいて、市民税及び特別土地保有

中に発生した物損事故に関し、損 害賠償の額の決定及び和解に関す 大里地内で地籍調査の刈払作業

その他

平成28年度から国民健康保険税率が変わります

那須烏山市の国民健康保険税は、平成17年10月の合併以後、平成20年度に税率を引き上げる改定を行って以来8年にわたり税率を 据え置いてきました。この間、国民健康保険の収支は毎年度赤字の状況であり、累積赤字は既に2億円を超えているところですが、被 保険者の皆さんの負担増を抑制するために財政調整基金を取り崩して対応してきました。

しかし、ここ数年は個人所得の減少により保険税収入が減収となる一方で、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などで医療費は 上昇し、国保財政はますます厳しいものとなりました。このため、平成28年4月からの国民健康保険税の税率を引き上げることにな りました。被保険者の皆さんにはこの危機的状況をご理解のうえ、ご協力お願いします。

【国民健康保険税率の改定前後比較表】

	医療給付費等分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	(0歳から74歳の被保険者)		(0歳から74歳の被保険者)		(40歳から64歳の被保険者)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所 得 割	6.60%	7.50%	1.70%	2.50%	1.50%	2.00%
資 産 割	28.00%	25.00%	7.00%	5.50%	4.50%	4.00%
均 等 割	19,800円	24,000円	4,800円	7,000円	6,600円	7,800円
平等割	20,100円	24,000円	5,100円	6,000円	6,000円	7,000円
課税限度額	510,000円	520,000円	160,000円	170,000円	140,000円	160,000円

※ 今回の改定は、平成30年度に 国民健康保険の財政運営主体が市 町村から県に移行することを踏ま え、税率及び一人当たりの税額が 栃木県の平均値に近いものとなる よう考慮しています。そのため、資 産割については引き下げる改定と なっています。

今回の税率改定により、一人 あたりの年税額は平均で約14,600 円(17%)増える見込みです。

【改定後の保険税額の比較(モデルケース)】 ※①[改定後保険税額]-②[改定前保険税額]=③[増額分]

モデル1.30歳代単身世帯(年収300万円、固定資産税なし)の場合

①219,900円-②181,700円=③38,200円

モデル2.40歳代世帯主(年収500万円、固定資産税10万円)妻・子ども2人の場合

①586,600円-②488,900円=③97,700円

モデル3. 65歳以上単身世帯(年金収入150万円、固定資産税10万円)の場合

①48,800円-②49,800円=③△1,000円

モデル4. 65歳以上夫婦2人(年金収入170万円、固定資産税なし)の場合

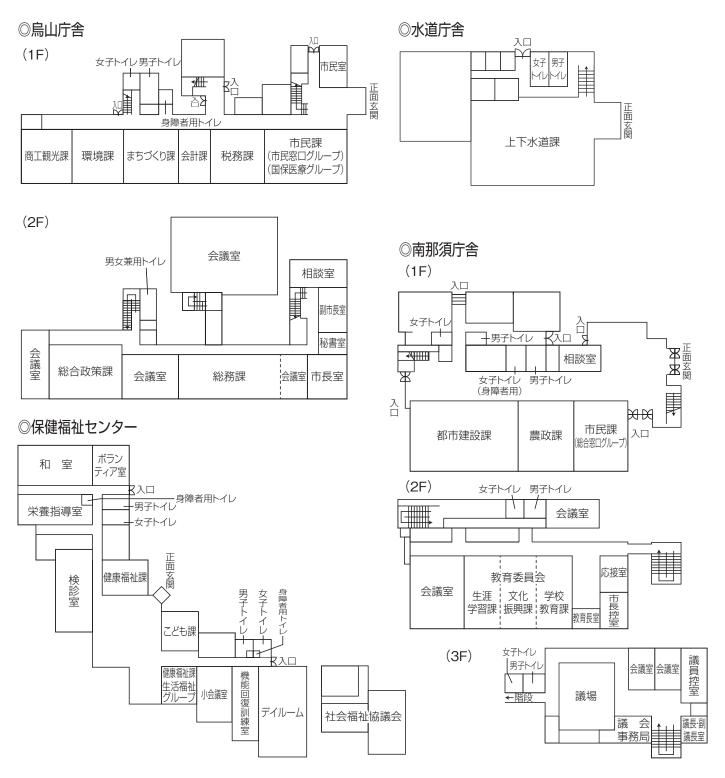
(1)62,900 + (2)51,200 = (3)11,700

あくまでもモデルケースでの試算のため、実際の税額とは異なる場合があります。

4月から市役所の組織が変わります

窓口機能のスリム化、事務の効率化等を図り、着実に施策を推進するために、平成28年4月1日から市役所の組織を再編します。

- 1. **まちづくり課の新設…**烏山庁舎に「まちづくり課」が新設されます。総合政策課と連携し、市民との協働による地域づくりを推進するほか、 地方創生の中核部署として魅力あるまちづくりに取り組みます。
- 2. 市民課の本課機能が烏山庁舎に移転…来庁者の多い烏山庁舎に本課機能を移行し、南那須庁舎には市民課と税務課の窓口業務を集約した総合窓口を設置します。
- 3. 税務課を烏山庁舎に集約…烏山庁舎の本課と南那須庁舎の収納対策担当を一つにし、烏山庁舎に集約します。ただし、税に関する諸証明の発行や税・公金の収納については、引き続き南那須庁舎の市民課総合窓口で取り扱います。
- 4. 農政課を南那須庁舎に集約…烏山庁舎の本課と南那須庁舎の分室を一つにし、南那須庁舎に集約します。同じ庁舎の都市建設課と連携し、 災害発生時等の機動的・効率的な対応を図れるようにします。
- 5. 烏山公民館の業務時間を変更…烏山公民館の機能を見直し、業務時間が平日の午前9時から午後4時までに変更になります。
- 6. 南那須庁舎の日直業務を廃止…士・日・祝日等の南那須庁舎の日直業務を廃止します。休日等にご用の場合には烏山庁舎の日直が対応します。 ※各課電話番号については、3月に行政区長等を通して配布した「平成28年度広報カレンダー」をご覧ください。



地方創生強化のために

烏信・栃銀と包括連携協定を締結

れぞれ包括連携協定を締結しま 信用金庫と栃木銀行の2社とそ 市では、金融機関である烏山

術力などを活かし、相互に協力 双方が蓄積した情報や人材、技 性化の推進を目的としています。 し、地方創生を見据えた地域活 し合いながら相乗効果を生み出 これは、市と金融機関において、

携協定」を締結しました。県内で 庫は、「地方創生に関する包括連 1月21日は、市と烏山信用金



する包括連携協定」を締結。 烏山信用金庫と「地方創生に関

に続いて2件目の締結となります。 は、鹿沼市と鹿沼相互信用金庫 けることができます。 連携し、地域特産品や地元企業 マッチング支援などの協力を受 産業化に向けた企業・ビジネス 本・支店を有する同信用金庫と の販路拡大、地場産業の6次 協定締結により、県内に12の

和紙など地域資源を生かした交 設置し、特産品や観光PRをす 協力を受けることとしています。 流人口増加対策などについても 山あげ行事」のPR活動や、烏山 登録が予定されている「烏山の るほか、ユネスコ無形文化遺産 に「那須烏山市PRコーナー」を 今後は、県内全店の窓口周辺

協定」を締結しました。 - 連携と協力に関する包括連携 2月2日似には、栃木銀行と

教育」、「農林水産物、自然環境」、 らしの安全・安心、子育て、福祉・ 出、産業振興」、「観光振興」、「墓 域資源を生かし、「まちづくり、 山和紙、八溝そばなど本市の地 定住促進のサポート」や「雇用創 この協定は、山あげ行事や鳥



る包括連携協定」を締結 栃木銀行と「連携と協力に関す

ています。 行が連携して取り組むこととし 目にわたる連携を掲げています。 市街地の活性化などに市と同銀 後は、6次産業化の推進や、中心 の協定締結は初の試みです。今 などに続いて5件目。市単位で 自治体と結ぶのは県、高根沢町 「その他、地域の活性化」の6項 また、同銀行が同様の協定を

待している」と話していました。 る稼ぐ力の創設につながると期 定が地方創生の大きな課題であ 大谷範雄市長は、「包括連携協

を参加者に訴えました。



合併10周年記念第11回市社会福祉振興大会 幸せでいられる地域福祉を考える

えました。 参加し、これからの福祉について考 祉関係者、地域住民など110人が 社会福祉振興大会」を開き、来賓や福 は、2月27日母、保健福祉センターで、 合併10周年記念「第11回那須烏山市 市社会福祉協議会(丸山眞一会長)で

られる暮らしを築いていきたい」と 福祉の分野で活躍した51の団体や個 あいさつしました。続く表彰式では、 し合って各種事業に努め、幸せでい うな中で、行政や地域の人々と協力 少子高齢化が進み、高齢者世帯や 丸山会長が、「これからは、ますます 人に表彰状や感謝状が贈られました。 人暮らし高齢者が増加する。そのよ 式典では、社協設立10周年を迎え、

> らいいかなどを参加者と考えたり、 られる」とこれからの福祉のあり方 題について問題意識を持つこと。そ 政だけでなく、地域住民が地域の課 が述べられました。大石さんは、「行 地域包括ケアシステムの重要性など 地域で幸せに過ごすためにどうした た講演会が行われました。講演では、 会はどうあるべきか」をテーマとし 史さんを講師に、「これからの地域社 る国際医療福祉大学准教授の大石剛 福祉やボランティアなどを専門とす いくことでより良い地域福祉がつく して、解決策をみんなで話し合って 式典終了後の記念行事では、地:



上:福祉活動で活躍した51の団体や個人を表彰 下:国際医療福祉大学准教授の大石さんによ る地域福祉を考える講演。

第8回元気あっぷ市民の集い 元気なこころづくりを

き、地域住民約150人が参加しま 第8回元気あっぷ市民の集い」を開 市では、2月24日は、鳥山公民館で

した。 毎年2月22日の「那須烏山市こころ これは、健康づくりの一環として

能を維持し、食べる喜びや話す楽し

自殺予防を普及していこうと毎年こ を元気にする日」、20日から26日の 「こころを元気にする週間」に合わせ、

れました。お口の体操では、口腔の機 ティーチャー早川久子さんによる 笑いヨガクラブのラフターヨガ さんによる「お口の体操」や、もおか せたエクササイズ「笑いヨガ」が行わ 笑い」と「ヨガ」の呼吸法を組み合わ 当日は、歯科衛生士の大金あゆ子

周りの筋肉をほぐしました。 康づくりの方法を学びました。 となった笑いヨガでは、身体を動か みが持てるように様々な動きで口の したり歌ったりして楽しみながら健 また、昨年大好評で2回目の開催

の時期に開催しているものです。

が一番の健康法」と話していました。 ストレスを溜めず、笑顔でいること 自分で守っていかないといけない。 講師の早川さんは、「自分の健康は





上:口周りの筋肉を動かした大金さん による「お口の体操」/下:笑いの渦に 包まれた早川さんによる「笑いヨガ」。



参加しました。

ふれあいの里10箇所にAED設置

操作学び緊急時に備える

市では、公共施設の統廃合により、今後、一時 避難所としての自治会公民館の重要性が高まる ことから、1月18日间から28日闲にかけて、ふれ あいの里を実施する自治会公民館10箇所へ 「AED(自動体外式除細動器)」を設置しました。

設置日には、それぞれの公民館で設置業者に

よるAEDの操作訓練や救命講習が行われ、ふれ

あいの里のサポーターや利用者などが積極的に

なお、平成28年3月1日現在で、市内の公共施 設へのAED設置は、48施設58台が完了しています。

「これからも頑張ります」 と話す髙橋自治会長。

平野自治会長の髙橋一夫さん 目治会活動で知事表彰を受賞

自治会の維持や発展に努めてきたと りが、自治会長として永年にわたり して、栃木県自治会活動功労者知事 平野自治会長の髙橋一夫さん(自

でいます。 力。現在も現職として活躍していま 務め、地域コミュニティづくりに尽 れまで15年以上にわたり自治会長を け運動などを地域ぐるみで取り組 活動や整備の要求、高齢者への声か す。主に、自治会内の生活道路の清掃 髙橋さんは、平成12年4月からこ

で話していました。 気なうちは続けていきたい」と笑顔 げ。これからもみなさんと協力し、元 られたのは家族や地域の人々のおか 髙橋さんは、「自治会長を続けてこ